

## 気象警報が発令された場合の対応について

- 1 神戸市、明石市または居住地に気象警報(大雨、洪水、暴風、大雪のうち一つでも)が発令されている場合、原則として自宅待機とする。
  - (1) 登園日（月曜日等）に警報が発令された場合
    - ① 自宅待機とし、正午までに解除された場合は登園する。
    - ② 正午までに解除になっても、19時までに学園に到着することが困難な場合は、その日は登園しない。
    - ③ 正午の時点で警報が解除になっていない場合、この日は学園休業日とする。
  - (2) 登園日以外の曜日（火曜日等）に登園しようとしていて、その日に警報が発令された場合
    - ① 自宅待機とし、解除後に登園する。
    - ② 19時までに学園に到着することが困難な場合は、その日は登園しない。
  - (3) 帰宅日（木曜日等）に警報が発令された場合
    - ① 原則として学園で待機し、解除後に帰宅させる。
    - ② 帰宅日に宿泊する必要が生じた場合は、臨時に宿泊を認めることがある。
    - ③ 警報が解除されない場合であっても、家庭からの連絡等により学園生が帰宅する状況が生じた場合は、家庭等と相談の上、帰宅方法を決定する。
    - ③によって帰宅した場合、必ず学園に電話等で連絡する。
  - (4) 上記（3）以外で帰宅の必要があると判断される場合は、家庭と連絡を取って対応する。
- 2 神戸市、明石市または居住地に警報が発令されていなくても、登園の安全確保が難しいと思われる場合は、登園を見合わせる。
- 3 判断に迷う場合は、必要に応じて学園に連絡する。

兵 庫 県 立 神 出 学 園

T E L 0 7 8 - 9 6 5 - 1 1 2 2